

第4章 生活環境影響調査の目的及び内容

4.1 生活環境影響調査の目的、位置づけ

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境保全のための措置を検討したうえで生活環境影響調査書としてとりまとめ、廃棄物処理施設設置届を提出する際に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、調査書の添付が義務付けられている。

4.2 生活環境影響調査の手順

生活環境影響調査の手順は図 4.2.1-1 に示すとおりである。

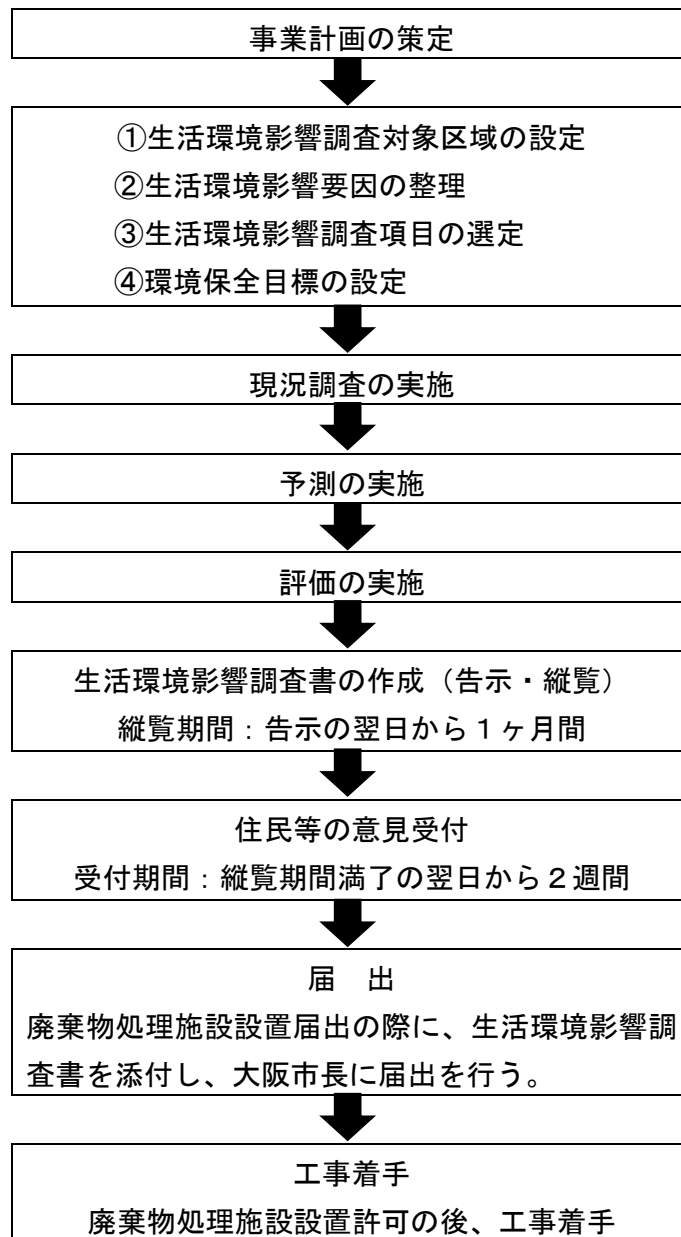


図 4.2.1-1 生活環境影響調査の実施手順

4.3 生活環境影響調査対象地域の設定

生活環境影響調査対象地域は、本事業による生活環境影響要因の内容及び程度、地域の土地利用状況等を勘案して、本事業計画地の位置する大阪市住之江区及び西成区を基本に、生活環境への影響が予想される地域を生活環境影響調査項目ごとに次のとおり設定した。

- ・煙突排ガスによる影響（大気質、悪臭）
煙突排ガスによる影響の調査対象地域は、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍以上とし、およそ半径2kmの範囲とした。
- ・施設の稼働（騒音、振動、低周波音）
施設の稼働に伴う影響の調査対象地域は、敷地境界から概ね100mの範囲とした。
- ・施設からの悪臭の漏出
施設からの悪臭の漏出による影響の調査対象地域は、事業計画地周辺とした。
- ・ごみ収集車等による影響（大気質、騒音、振動）
ごみ収集車等による影響の調査対象地域は、主要搬入道路の沿道周辺の道路端から100mの範囲とした。
- ・施設の建設工事（大気質、騒音、振動）
施設の建設工事による影響の調査対象地域は、大気汚染については煙突排出ガスによる影響の調査対象地域と同じ範囲、騒音、振動については事業計画地周辺とした。

4.4 環境影響要因

本事業による生活環境影響要因と生活環境影響事項との関係は表 4.4.1-1 に示すとおりである。

表 4.4.1-1 本事業による生活環境影響要因及び生活環境影響事項

生活環境影響要因	生活環境影響事項
施設の稼働	①施設の稼働に伴う大気汚染物質等の排出
	②施設の稼働に伴う騒音、振動、低周波音の発生
	③施設の稼働に伴う工場煙突排出ガス及び施設からの臭気の漏出
	④施設の稼働に伴う廃棄物の発生
ごみ収集車等の走行	①ごみ収集車等の走行に伴う大気汚染物質の排出
	②ごみ収集車等の走行に伴う騒音、振動の発生
施設の建設工事	①施設の建設工事に伴う建設機械の大気汚染物質の排出
	②施設の建設工事に伴う建設機械の騒音、振動の発生
	③施設の建設工事に伴う廃棄物の発生

4.5 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響調査項目は、前項の生活環境影響要因と周辺地域の特性を考慮し、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部・平成 18 年 9 月）」に基づく項目として、大気質、騒音、振動、悪臭を選定し、また、生活環境の保全に万全を期すため、自主調査項目として「大阪市環境影響評価技術指針（大阪市・平成 24 年 6 月）」の環境影響評価項目から、施設の稼働に伴う低周波音、地球環境、廃棄物、施設の建設工事に伴う大気質、騒音、振動を選定した。

環境影響調査項目を選定した結果を表 4.5.1-1(1)及び表 4.5.1-1(2)に示す。

表 4.5.1-1(1) 調査項目を選定した結果

生活環境影響調査項目		生活環境影響要因			選定する理由及び選定しない理由
項 目	細項目	施 設 の 稼 働	ご み 収 集 車 等 の 走 行	建 設 工 事 の 施 設	
大気質	二酸化硫黄	○			<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働及びごみ収集車等の走行に伴い大気汚染物質が排出され、大気質への影響が考えられるため、項目として選定した。 施設の建設工事に伴い大気汚染物質が排出され、大気質への影響が考えられるため、項目として選定した。
	二酸化窒素 (NO ₂ 、NO、NO _x)	○	○	○	
	浮遊粒子状物質	○	○	○	
	塩化水素	○			
	ダイオキシン類	○			
	水銀	○			
水質・底質					<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する排水は、適正に処理した後、公共下水道へ放流する。また、雨水についても公共下水道へ放流するため、項目として選定しない。
地下水					
土壌					<ul style="list-style-type: none"> 建設工事は、既設建屋を活用し、大きな土地の形質の変更は生じないため、項目として選定しない。
騒音		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い低周波音の発生及びごみ収集車等の走行に伴う騒音・振動が発生することから、項目として選定した。 施設の建設工事に伴い騒音、振動が発生することから、項目として選定した。
振動		○	○	○	
低周波音		○			

※ ○：調査対象項目とする。

表 4.5.1-1(2) 調査項目を選定した結果

生活環境影響調査項目		生活環境影響要因			選定する理由及び選定しない理由
項目	細項目	施設の稼働	ごみ収集車等の走行	施設の建設工事	
地盤沈下					・地下水の採取は行わないため、項目として選定しない。
悪臭		○			・施設の稼働に伴い工場煙突排出ガス及びごみピットからの漏出臭気による悪臭の影響が考えられるため、項目として選定した。
日照障害					・既設建屋を活用し、形状に変化は生じないため、項目として選定しない。
電波障害					
廃棄物・残土	一般廃棄物	○		○	・施設の稼働に伴い一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が考えられるため、項目として選定した。 ・施設の建設工事に伴い一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が考えられるため、項目として選定した。 ・建設工事は既設建屋を活用し、多量の残土が発生しないため項目として選定しない。
	産業廃棄物	○		○	
	残土				
地球環境		○			・施設の稼働に伴い温室効果ガスである二酸化炭素を排出するため、項目として選定した。
気象（風害を含む）					・地形を改変する行為はなく、局地気象に大きな影響は及ぼさないため、項目として選定しない。
地象					・地形及び地質の改変は行わないため、項目として選定しない。
水象					・河川水をタービン冷却水に利用するが、河川に及ぼす影響については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事前評価書での対応となるため、項目として選定しない。
動物植物生態系					・自然地を改変する行為はなく、動物・植物・生態系に影響を及ぼす行為はないため、項目として選定しない。
景観					・既設建屋を活用し、景観に大きな変化は生じないため、項目として選定しない。
自然とのふれあい活動の場					・施設周辺のレクリエーション施設の消滅や改変をもたらさないため、項目として選定しない。
文化財					・事業計画地に有形文化財はなく、埋蔵文化財包蔵地にも該当していないため、項目として選定しない。

※ ○：調査対象項目とする。

4.6 環境保全目標の設定

生活環境影響調査項目とした大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、廃棄物及び地球環境について、周辺地域の生活環境の保全のため以下のような観点から環境保全目標を設定し、予測結果及び環境保全対策に照らし合わせるにより評価を行う。

なお、生活環境影響調査項目ごとに設定した環境保全目標は表 4.6.1-1 に示すとおりである。

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全対策に配慮していること。
- ・ 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
- ・ 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。
- ・ 大阪地域公害防止計画、大阪 21 世紀の新環境総合計画、大阪市環境基本計画等の大阪府及び大阪市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

表 4.6.1-1(1) 環境保全目標

項目	環境保全目標		
大気質 (長期平均濃度予測)	・ 以下の基準値を環境保全目標値として設定し、予測結果と照らし合わせるにより評価を行う。		
	大気に係る環境保全目標値		
	二酸化硫黄	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること (環境基準値)	
	二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppm~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(環境基準値)	
	浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること (環境基準値)	
	塩化水素	年平均値が0.02ppm以下であること (環境庁大気保全局長通達(昭和52年、環大規136号)では、日本産業衛生学会「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考として目標環境濃度を0.02ppmとしている)	
	ダイオキシン類	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること (環境基準値)	
水銀	年平均値が0.04μg/m ³ 以下であること (中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」において設定された水銀蒸気の長期ばく露に係る指針値)		

表 4.6.1-1(2) 環境保全目標

項目	環境保全目標										
大気質 (短期平均濃度予測)	<p>・以下の基準値を環境保全目標値として設定し、予測結果と照らし合わせるにより評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">大気に係る環境保全目標値</p> <table border="1" data-bbox="363 488 1353 1137"> <tr> <td data-bbox="363 488 616 584">二酸化硫黄</td> <td data-bbox="616 488 1353 584">1時間値が0.1ppm以下であること (環境基準値)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 584 616 824">二酸化窒素</td> <td data-bbox="616 584 1353 824">1時間暴露として0.1~0.2ppm以下であること (中央公害対策審議会(昭和53年3月22日答申)において、環境大気中の窒素酸化物濃度の短期暴露の指針として示された値)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 824 616 875">浮遊粒子状物質</td> <td data-bbox="616 824 1353 875">1時間値が0.20mg/m³以下であること(環境基準値)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 875 616 1137">塩化水素</td> <td data-bbox="616 875 1353 1137">1時間値が0.02ppm以下であること (環境庁大気保全局長通達(昭和52年、環大規136号)では、日本産業衛生学会「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考として目標環境濃度を0.02ppmとしている)</td> </tr> </table>	二酸化硫黄	1時間値が0.1ppm以下であること (環境基準値)	二酸化窒素	1時間暴露として0.1~0.2ppm以下であること (中央公害対策審議会(昭和53年3月22日答申)において、環境大気中の窒素酸化物濃度の短期暴露の指針として示された値)	浮遊粒子状物質	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること(環境基準値)	塩化水素	1時間値が0.02ppm以下であること (環境庁大気保全局長通達(昭和52年、環大規136号)では、日本産業衛生学会「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考として目標環境濃度を0.02ppmとしている)		
	二酸化硫黄	1時間値が0.1ppm以下であること (環境基準値)									
	二酸化窒素	1時間暴露として0.1~0.2ppm以下であること (中央公害対策審議会(昭和53年3月22日答申)において、環境大気中の窒素酸化物濃度の短期暴露の指針として示された値)									
	浮遊粒子状物質	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること(環境基準値)									
	塩化水素	1時間値が0.02ppm以下であること (環境庁大気保全局長通達(昭和52年、環大規136号)では、日本産業衛生学会「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考として目標環境濃度を0.02ppmとしている)									
騒音	<p>・以下の基準値を環境保全目標として設定し、予測結果と照らし合わせるにより評価を行う。</p> <p>(施設の稼働) 騒音規制法に係る規制基準値</p> <table border="1" data-bbox="363 1312 1353 1503"> <tr> <td data-bbox="363 1312 735 1364">地域の区分</td> <td data-bbox="735 1312 1353 1364">朝(午前6時~8時) 65デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1364 735 1415" rowspan="3">第4種区域(工業専用地域)</td> <td data-bbox="735 1364 1353 1415">昼間(午前8時~午後6時) 70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1415 1353 1467">夕(午後6時~9時) 65デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1467 1353 1503">夜間(午後9時~翌午前6時) 60デシベル以下</td> </tr> </table> <p>(道路交通騒音) 騒音に係る環境基準値(道路に面する地域)</p> <table border="1" data-bbox="363 1554 1353 1650"> <tr> <td data-bbox="363 1554 735 1606">地域の類型</td> <td data-bbox="735 1554 1353 1606">昼間(午前6時~午後10時) 65デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1606 735 1650">C地域(準工業地域)</td> <td data-bbox="735 1606 1353 1650">夜間(午後10時~翌午前6時) 60デシベル以下</td> </tr> </table>	地域の区分	朝(午前6時~8時) 65デシベル以下	第4種区域(工業専用地域)	昼間(午前8時~午後6時) 70デシベル以下	夕(午後6時~9時) 65デシベル以下	夜間(午後9時~翌午前6時) 60デシベル以下	地域の類型	昼間(午前6時~午後10時) 65デシベル以下	C地域(準工業地域)	夜間(午後10時~翌午前6時) 60デシベル以下
	地域の区分	朝(午前6時~8時) 65デシベル以下									
	第4種区域(工業専用地域)	昼間(午前8時~午後6時) 70デシベル以下									
		夕(午後6時~9時) 65デシベル以下									
夜間(午後9時~翌午前6時) 60デシベル以下											
地域の類型	昼間(午前6時~午後10時) 65デシベル以下										
C地域(準工業地域)	夜間(午後10時~翌午前6時) 60デシベル以下										

表 4.6.1-1(3) 環境保全目標

項目	環境保全の目標												
騒音	<p>・以下の基準値を環境保全目標として設定し、予測結果と照らし合わせるにより評価を行う。</p> <p>(道路交通騒音) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)</p> <table border="1" data-bbox="363 501 1353 600"> <tr> <td>地域の類型</td> <td>昼間(午前6時～午後10時) 75デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>C区域(準工業地域)</td> <td>夜間(午後10時～翌午前6時) 70デシベル以下</td> </tr> </table> <p>(施設の建設工事) 騒音規制法に係る特定建設作業の規制基準</p> <table border="1" data-bbox="363 645 1353 743"> <tr> <td>地域の類型</td> <td>午前6時～午後10時 85デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>2号区域(工業専用地域)</td> <td>作業禁止日(日曜・休日)</td> </tr> </table>	地域の類型	昼間(午前6時～午後10時) 75デシベル以下	C区域(準工業地域)	夜間(午後10時～翌午前6時) 70デシベル以下	地域の類型	午前6時～午後10時 85デシベル以下	2号区域(工業専用地域)	作業禁止日(日曜・休日)				
地域の類型	昼間(午前6時～午後10時) 75デシベル以下												
C区域(準工業地域)	夜間(午後10時～翌午前6時) 70デシベル以下												
地域の類型	午前6時～午後10時 85デシベル以下												
2号区域(工業専用地域)	作業禁止日(日曜・休日)												
振動	<p>・以下の基準値を環境保全目標として設定し、予測結果と照らし合わせるにより評価を行う。</p> <p>(施設の稼働) 振動規制法による規制基準値</p> <table border="1" data-bbox="363 913 1353 1012"> <tr> <td>地域の区分</td> <td>昼間(午前6時～午後10時) 70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>第2種区域(工業専用地域)</td> <td>夜間(午後10時～翌午前6時) 65デシベル以下</td> </tr> </table> <p>(道路交通振動) 振動規制法に基づく自動車振動の限度(要請限度)</p> <table border="1" data-bbox="363 1057 1353 1155"> <tr> <td>地域の区分</td> <td>昼間(午前6時～午後10時) 70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>第2種区域(準工業地域)</td> <td>夜間(午後10時～翌午前6時) 65デシベル以下</td> </tr> </table> <p>(施設の建設工事) 振動規制法に係る特定建設作業の基準値</p> <table border="1" data-bbox="363 1200 1353 1299"> <tr> <td>地域の区分</td> <td>午前6時～午後10時 75デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>2号区域(工業専用地域)</td> <td>作業禁止日(日曜・休日)</td> </tr> </table>	地域の区分	昼間(午前6時～午後10時) 70デシベル以下	第2種区域(工業専用地域)	夜間(午後10時～翌午前6時) 65デシベル以下	地域の区分	昼間(午前6時～午後10時) 70デシベル以下	第2種区域(準工業地域)	夜間(午後10時～翌午前6時) 65デシベル以下	地域の区分	午前6時～午後10時 75デシベル以下	2号区域(工業専用地域)	作業禁止日(日曜・休日)
地域の区分	昼間(午前6時～午後10時) 70デシベル以下												
第2種区域(工業専用地域)	夜間(午後10時～翌午前6時) 65デシベル以下												
地域の区分	昼間(午前6時～午後10時) 70デシベル以下												
第2種区域(準工業地域)	夜間(午後10時～翌午前6時) 65デシベル以下												
地域の区分	午前6時～午後10時 75デシベル以下												
2号区域(工業専用地域)	作業禁止日(日曜・休日)												
悪臭	<p>・以下の基準値を環境保全目標として設定し、予測結果と照らし合わせるにより評価を行う。</p> <p>(施設の稼働) 悪臭防止法による規制基準</p> <table border="1" data-bbox="363 1496 1353 1653"> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線 臭気指数 10 以下 ・気体排出口(15m 以上) 臭気排出強度=2,700 m³ N/s 以下 <p style="margin-left: 20px;">臭気排出強度=臭気濃度×排ガス量</p> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線 臭気指数 10 以下 ・気体排出口(15m 以上) 臭気排出強度=2,700 m³ N/s 以下 <p style="margin-left: 20px;">臭気排出強度=臭気濃度×排ガス量</p>											
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線 臭気指数 10 以下 ・気体排出口(15m 以上) 臭気排出強度=2,700 m³ N/s 以下 <p style="margin-left: 20px;">臭気排出強度=臭気濃度×排ガス量</p>													
廃棄物	<p>・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。</p> <p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた基準等に適合すること。</p>												
地球環境	<p>・温室効果ガスの排出抑制に配慮されていること。</p>												